

喜多方市木造住宅耐震診断者派遣事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、喜多方市内に存する住宅の所有者が当該住宅の耐震診断等を希望する場合、喜多方市が、予算の範囲内において建築士等を派遣して耐震診断等を行うことにより住宅の地震に対する安全性の確保・向上を図り、もって震災に強いまちづくりを推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 耐震診断 一般財団法人日本建築防災協会発行「木造住宅の耐震診断と補強方法」に掲載されている「一般診断法」又は「精密診断法」に基づき、住宅・建築物の地震に対する安全性を診断することをいう。
- (2) 補強計画 耐震診断の結果を踏まえ、耐震性を向上させる補強箇所や概算工事費を示すものをいう。
- (3) 耐震診断者 本要綱に基づき耐震診断及び補強計画（以下「耐震診断等」という。）の業務を行う者で、次の各要件を満たす建築士をいう。
 - ア 建築士法第23条の規定に基づく登録を受けた建築士事務所に所属する者
 - イ 福島県木造住宅耐震診断者名簿に登録された者
 - ウ 次のいずれかの講習会を受講した者
 - (ア) 福島県が実施する耐震診断等の業務に必要な講習会
 - (イ) 一般社団法人日本建築防災協会が実施する木造住宅耐震診断等に関する講習会（福島県の木造住宅の耐震化に関する講義を含むものとする。）

(事業対象者)

第3条 事業の対象となる者は、次の各号のいずれかに掲げる者とする。（以下、「所有者等」という。）

- (1) 住宅の所有者
- (2) 住宅の賃借者
- (3) 住宅の購入予定者

(対象住宅)

第4条 耐震診断者の派遣対象となる住宅（以下「対象住宅」という。）は、喜多方市内に存し、次の各号に掲げる要件にすべて該当するものとする。

- (1) 工事の着手が昭和56年5月31日以前にされた戸建て住宅（店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ床面積の1/2未満のもの）を含む。）
- (2) 在来軸組工法、伝統的工法、枠組壁工法等による木造3階建て以下の住宅
- (3) 別に定める重点的に対策が必要な地区等にある住宅
- (4) 過去に、この要綱に基づく耐震診断等を受けていない住宅

(派遣の申込み)

第5条 この要綱に基づき耐震診断者の派遣を希望する対象住宅の所有者等（当該対象住宅が共有に係るものである場合は、当該共有者がそれらの者のうちから選任した代表者1人をいう。）は、構造的に独立した棟毎に、喜多方市木造住宅耐震診断者派遣申込書（様式第1号）により市長に申込まなければならない。

(派遣の決定)

第6条 市長は、派遣する耐震診断者を決定したときは、その旨を喜多方市木造住宅耐震診断者派遣決定通知書（様式第2号）により当該申込者（以下「派遣依頼者」という。）に通知するものとする。

2 市長は、前項の喜多方市木造住宅耐震診断者派遣決定通知書の内容に変更が生じたと認めるときは、当該通知書の内容を変更することができる。

(派遣の辞退)

第7条 派遣対象者は、喜多方市木造住宅耐震診断者派遣決定通知書を受けた後において耐震診断者の派遣を辞退するときは、速やかに喜多方市木造住宅耐震診断者派遣辞退届（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(派遣決定の取り消し)

第8条 市長は、派遣依頼者が次のいずれかに該当すると認めるときは、第6条第1項の派遣の決定を取り消すことができる。

(1) 虚偽又は不正な手段により派遣の決定を受けたことが判明したとき

(2) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき

2 市長は、前項の規定により派遣の決定を取り消したときは、その理由を付けて、喜多方市木造住宅耐震診断者派遣取消通知書（様式第4号）により当該派遣依頼者に通知するものとする。

(耐震診断者の派遣)

第9条 市長は、第5条第1項の耐震診断者を決定したときは、速やかに当該耐震診断者を派遣しなければならない。

(派遣に要する費用)

第10条 耐震診断者の派遣に要する費用は、市及び耐震診断者の派遣を受ける派遣依頼者が負担するものとする。

(派遣依頼者の費用負担)

第11条 耐震診断者の派遣を受ける派遣依頼者は、対象住宅の規模に関わらず一の診断につき6,000円を、耐震診断の前に、市に納付しなければならない。

(診断等の結果の通知)

第12条 市長は、耐震診断等の結果を喜多方市木造住宅耐震診断者派遣事業耐震診断等結果通知書（様式第5号）により当該派遣依頼者に送付するものとする。

(派遣依頼者に対する情報の提供、助言及び勧告)

第13条 市長は、派遣依頼者に対して、耐震診断等の結果に基づき対象住宅の地震に対する安全性の確保のために必要な限度において、情報の提供、助言及び勧告を行うことができる。

(耐震診断者等の責務)

第14条 耐震診断者及び当該業務の関係者は、耐震診断等を行う際に知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。

2 耐震診断者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 当該耐震診断等に関し、派遣依頼者から金銭等を受け取ること
- (2) 派遣依頼者に対し、不必要な改修を勧めること
- (3) その他、耐震診断者としてふさわしくない行為を行うこと

(業務の委託)

第15条 市長は、本事業に関する業務の一部を委託することができる。

(施行の細目)

第16条 この要綱の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成19年10月1日から施行する。

この要綱は、平成22年10月1日から施行する。

この要綱は、平成25年6月1日から施行する。

この要綱は、令和3年6月1日から施行する。